

小浜市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関する基本理念を定め、市、市民等および事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定め、必要な施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復および軽減ならびに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民等が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、または滞在する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人および法人その他の団体をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する団体をいう。）その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、県、警察その他の行政機関、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものをいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。
- (8) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解または配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が不当に受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失その他の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、十分に配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、被害の状況および原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、迅速かつ適切に行われるとともに、再被害および二次被害を生じさせることがないよう、十分に配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、適切な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援が円滑に実施されるよう、その支援体制の整備ならびに関係機関等との協力および連携を図るものとする。

(市民等および事業者の責務)

第5条 市民等および事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせないよう配慮するとともに、市および関係機関等が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(相談および情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行うとともに、関係機関等と連絡調整を行うものとする。

(経済的負担等の軽減)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担等の軽減を図るために、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ、見舞金の支給その他の必要な

支援を行うものとする。

(安全の確保)

第8条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が再被害および二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な措置を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮等必要な支援を行うものとする。

(市民等および事業者の理解の増進)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害防止の重要性等について、市民等および事業者の理解が深まるよう、広報および啓発に努めるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第11条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(支援の制限)

第12条 市は、犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。